

○南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱

令和 2 年12月25日

教育委員会告示第19号

改正 令和 5 年 8 月10日教育委員会告示第15号

令和 7 年 9 月 1 日教育委員会告示第13号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南あわじ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
以外の団体が実施する行事その他の事業（以下「事業等」という。）に対し、
教育委員会が後援又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及
び手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 後援 事業等の趣旨に賛同し、教育委員会が経費の負担をせず、対外的
に奨励することをいう。
- (2) 共催 事業等の企画又は運営に関わり、共同主催者として責任の一端を
担うことをいう。

(後援又は共催の名義)

第 3 条 後援又は共催について、その名義使用を承認するときの表示は、「南
あわじ市教育委員会」とする。

(対象団体)

第 4 条 後援等を承認する団体は、事業等を実施する団体であって、次の各号
のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校をいう。)
又はその連合体
- (3) 公益法人、社会教育関係団体、又はこれらに準ずる団体
- (4) 教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいず

れをも満たす団体

ア 特定の政党又は宗教に関係のない団体

イ 堅実な活動実績を有すること等により、事業等の遂行能力があると認められる団体

ウ 主催者の存在が明確で、規約、役員組織、事務局及び経理機構が整備されている団体

エ 特定の主義主張の浸透を図る目的を有さず、教育委員会の中立性を損なわない団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に教育委員会が適当と認める団体
(後援又は共催の対象事業等)

第5条 後援又は共催を承認する事業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育長が特にみとめたものについてはこの限りではない。

- (1) 公益に反しないこと。
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興その他市民の福祉の向上に寄与するものであること。
- (3) 淡路島内で開催される事業であること（集合場所が淡路島外である場合を除く。）。
- (4) 営利を目的とする活動や特定の団体等の宣伝、勧誘に繋がるおそれがないこと。
- (5) 特定の団体等の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。
- (6) 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
- (7) 特定の政治又は宗教の問題と関わりがないこと。
- (8) 教育委員会の中立性を損なうおそれがないこと。
- (9) 教育委員会の施策に関する方針に沿う事業であること。
- (10) 事業等を開催する上で、公衆衛生、安全管理、災害防止等について必要な設備の設置等の対策が講じられること。
- (11) 開催日時が適切であること。
- (12) 入場料、出品料、参加費等を徴収する場合は、その額が社会通念上相

当と認められる額であること。

(13) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること。

(申請)

第6条 後援等の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、後援にあつては事業等の開始日から起算して30日前までに、共催にあつては事業等の開始日から起算して60日前までに後援等承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。この場合において、教育長が特に認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 定款、規約又は会則等
- (2) 役員名簿
- (3) 事業等計画書
- (4) 事業等の収支予算書
- (5) 活動実績書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(承認)

第7条 教育長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、後援等を承認するときは後援等承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは後援等不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、後援等の承認に当たり、必要な条件を付することができる。
- 3 共催の承認を受けた事業等について、教育長が経費を負担することを認める場合は、教育委員会及び申請団体が協議し、当該事業等の実施までにその負担割合を定めなければならない。

(承認に必要な条件)

第8条 教育長は、後援等の承認に当たり、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 承認された事業等以外に名義を使用しないこと

(2) 承認された事業等で事故等が発生した場合は、主催者の責任において対応及び処理し、直ちに教育長へ報告すること。

(3) 教育長は承認された事業等における事故等に一切の責任を負わない。

(届出事項)

第9条 第7条第1項の規定により承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに教育長に届け出なければならない。

(1) 承認団体が解散、合併又は名称変更をしたとき。

(2) 承認を受けた事業等を中止したとき。

(3) 承認を受けた事業等の内容を変更するとき。

(承認の取消し)

第10条 教育長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による届出があったとき。

(2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 申請した内容に虚偽があったとき。

(4) 法令及びこの告示の規定に違反したとき。

(5) 事業等の運営に際し、教育委員会の信用を損なう行為が認められたとき。

2 前項の規定による取消しの効力は、承認の時点まで遡るものとし、当該取消しに関し、当該団体その他関係者に損害が生じても、教育委員会はその責めを一切負わない。

3 第1項第2号から第5号までの規定に該当して承認を取り消した団体に対しては、今後原則として後援等の承認を行わないものとする。

4 教育長は、第1項の規定により承認を取り消した場合は、承認団体に対し、後援等承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(報告書の提出)

第11条 承認団体は、事業等終了後1箇月以内に、後援等事業実施報告書（様式第5号）に事業等の関係資料及び収支決算書を添えて、教育長に提出しな

なければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、収支決算書の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する後援等事業実施報告書を提出しなかった承認団体に対しては、今後原則として後援等の承認を行わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、後援等の承認に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和5年教育委員会告示第15号）

この告示は、令和5年8月10日から施行する。

附 則（令和7年教育委員会告示第13号）

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

後援等承認申請書

年 月 日

南あわじ市教育長 様

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

連絡先

次のとおり事業を実施するにあたり後援等を受けたいので、南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱第 6 条の規定により、申請します。

事業名			
事業の目的			
承認の種別	1 後 援 2 共 催		
実施期間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
実施場所			
主催者名			
他の申請先			
参 加 者		人員	人
入場料等	() 有 無	金額	円
前回実施日			
備 考			

※事業等計画書及び収支予算書等参考となる資料を添付してください。

※後援名義の承認を理由とした小中学校への紙チラシ等の送付・持ち込みは行わないでください。

様式第2号（第7条関係）

後援等承認通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市教育長

年 月 日付けで申請のあった後援等については、次のとおり承認しましたので、南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱第7条の規定により、通知します。

1 事業名

2 承認の種別

(1) 使用名義

(2) 使用期間

3 承認の条件

- (1) 承認された事業等以外に名義を使用しないこと。
- (2) 承認された事業等で事故等が発生した場合は、主催者の責任において対応及び処理し、直ちに教育長へ報告すること。
- (3) 教育長は承認された事業等における事故等は一切の責任を負わない。
- (4) 後援等承認後において、申請内容に変更があった場合は届け出ること。
- (5) 事業等終了後1箇月以内に後援等事業実施報告書（様式第5号）を提出すること。

※後援名義の承認を理由とした小中学校への紙チラシ等の送付・持ち込みは行わないこと。

様式第3号（第7条関係）

後援等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市教育長

年 月 日付けで申請のあった後援等については、次のとおり承認しないこととしたので、南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱第7条の規定により、通知します。

1 事業名

2 承認の種別 後 援 ・ 共 催

3 不承認の理由

様式第 4 号（第10条関係）

後援等承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市教育長

年 月 日付けで承認した後援等については、次のとおり取り消したので、南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱第10条第 4 項の規定により、通知します。

1 事業名

2 承認の種別 後 援 ・ 共 催

3 取消しの理由

様式第5号（第11条関係）

後援等事業実施報告書

年 月 日

南あわじ市教育長 様

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

連絡先

後援等により実施した事業等が終了したので、南あわじ市教育委員会後援等の承認に関する要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 実施期間
- 3 実施場所
- 4 主催者名
- 5 他の後援等承認先
- 6 参加者数
- 7 その他

※実施した事業の関係資料及び収支決算書を添付してください。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第10条関係）

様式第 5 号（第11条関係）